

鹿屋市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

鹿屋市児童手当事務取扱規則（平成24年鹿屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「備える帳簿等」を「記録又は管理すべき情報」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 受給者情報
- (2) 関係書類返戻・保留情報
- (3) 受給資格調査員証交付情報
- (4) 父母指定者管理情報

第11条第1項中「受けた場合」の次に「又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させた場合」を、「事項」の次に「又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報」を加え、「第11条第1項」を「第14条第1項」に、「届出者」を「当該受給者」に改め、同条第2項中「場合」の次に「又は現況届の提出を省略させた場合」を、「事項」の次に「又は公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報」を加え、「当該届出書をもって」を削り、「届出者」を「当該受給者」に改める。

第12条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。